

## 有明北地区（1－6、1－7地区）における土地利用の考え方について

東京都はベイエリアにおいて、「新しい何かと出会える」世界を魅了する都市を実現するため、テクノロジーと感性が高度に融合された、芸術文化、スポーツ、エンターテインメントなどの世界有数の発信地を目指し、まちづくりを進めている。

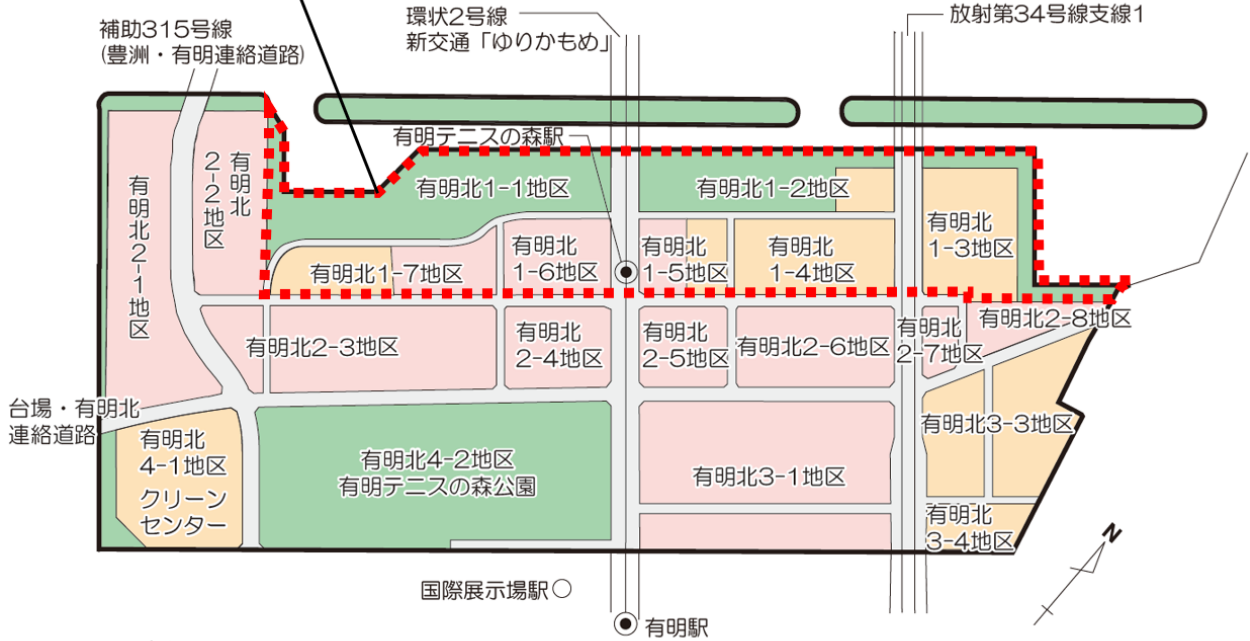
ベイエリアに位置する臨海副都心有明北地区では、「臨海副都心有明北地区まちづくりマスタープラン」等の計画に基づき、東京2020大会のレガシーをはじめとした多様な機能の集積により、魅力的なライフスタイルを楽しめる複合市街地の形成を目指している。

このうち有明北1区域では、居住機能やスポーツ・文化・交流機能の配置を基本としつつ、活気やにぎわいの創出を図る商業・業務機能等がバランスよく複合した市街地を形成する方針としている。

この方針に基づき、区域内では有明アリーナや有明親水海浜公園が立地するなど、スポーツ、エンターテインメントなどの機能導入が進んでいる。

これまでのまちづくりも踏まえ、有明テニスの森駅周辺の1－6、1－7地区において、芸術文化などの発信地として世界を魅了し、活気とにぎわいのある市街地を形成するため、周辺環境と調和を図りながら、国内外から多くの人を訪れ、世界にアピールできる文化機能等の導入を図るものとする。

**有明北1区域（土地利用の方針：居住・スポーツ・文化・交流機能の配置を基本とする）**



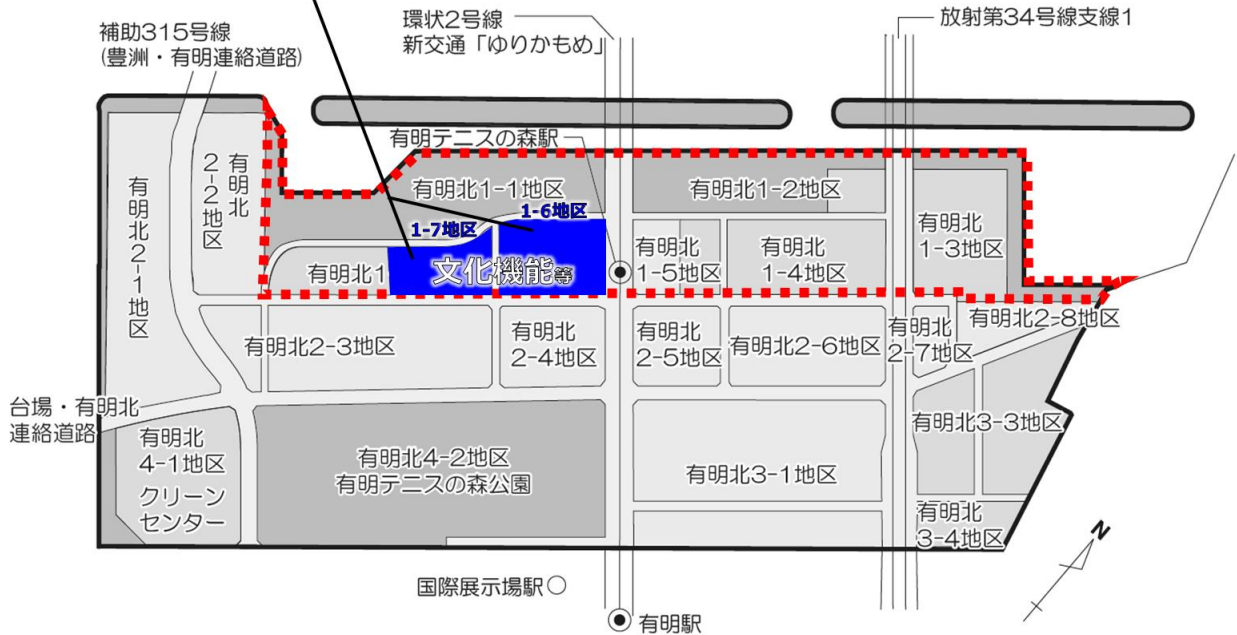
凡 例

- 住・商・業複合用地
- 公共公益系用地
- 公園緑地用地

0 100 200 500m

< 臨海副都心有明北地区まちづくりガイドラインに基づく土地利用計画 >

**国内外から多くの人を訪れ、世界にアピールできる文化機能等の導入**



< 1-6、1-7地区の土地利用計画 >

※ 1区域全体の土地利用については、今後の社会経済状況も踏まえ、方向性を整理し、必要に応じ有明北地区まちづくりガイドライン等の計画に反映していく。